

中国の「双減政策」について

中国国務院が2021年7月24日に発布した「義務教育段階にある学生の宿題負担及び校外養成訓練負担のさらなる軽減に関する意見」及び上海市政府が2021年8月24日に発布した「義務教育段階にある学生の宿題負担及び校外養成訓練負担のさらなる軽減に関する実施意見」（以下併せて「双減政策」）について、関連する法律の規定を考慮しつつ、以下のとおり解説します。

第一 「双減政策」の背景及び法的根拠

1. 中国政府機関は、「双減政策」の発布前においても既に、関連規定の発布及び関連機構の設立により、「双減政策」具体化の準備を進めてきました。具体的には、以下のとおりです。

時期	関連規定及び関連機構
2018年8月	小中学生の過度な課外負担を軽減し、校外養成訓練機構の秩序ある発展を促進するため、国務院が「校外養成訓練機構の発展の規範化に関する意見」を発布
2019年7月	小中学生を対象とした、インターネット技術を利用して実施される学科類校外オンライン養成訓練活動の規範化のため、教育部等六部門が「校外オンライン養成訓練の規範化に関する実施意見」を発布
2021年6月	小中学生（幼稚園児童を含む）を対象とした校外教育養成訓練管理業務を担当させ、校外教育養成訓練規範化管理政策を制定させるため、教育部が校外教育養成訓練監督管理司を設立

2. 「双減政策」が根拠とする上位法は、以下のとおりです。

上位法名称	関連規定
「未成年者保護法」 (2021年6月1日施行)	第33条 学校は、国家法定祝祭日、休日及び夏季・冬季休暇を占有して義務教育段階にある未成年学生の集団補講を組織してその学習負担を重くしてはならない。幼稚園、校外養成訓練機構は、学齢前の未成年者に対し小学課程教育を行ってはならない。
「義務教育法」 (2018年12月29日施行)	第35条 国務院教育行政部門は、適齢児童、少年の心身の発展の状況及び実際の状況に応じて、教学制度、教育内容及び課程設置を確定する。 第37条 学校は、学生の課外活動時間を保証しなければならない。

第二 教育養成訓練業界に対する「双減政策」の影響

1. 養成訓練機構に対する分類及び厳格な審査認可

養成訓練機構に対する分類の標準の明確化 ¹	学科類養成訓練 ：道徳及び法治、語文、歴史、地理、数学、外国語（英語、日本語、ロシア語）、物理、化学、生物等、校内で教授される文化課程に関連する養成訓練
----------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------

¹ 「義務教育段階における校外養成訓練の学科類及び非学科類の範囲のさらなる明確化に関する通知」（2021年7月28日施行）

	<p>非学科類養成訓練：体育（体育及び健康）、芸術（音楽、美術）学科、総合実践活動（情報技術教育、労働及び技術教育を含む）に関連する養成訓練</p>
<p>養成訓練機構の新設の一部について 審査認可廃止</p>	<p>政府は、今後、以下の三類の養成訓練機構について、審査認可しない。</p> <p>(1) 学齢前児童を対象とした校外養成訓練機構 (2) 義務教育段階にある学生を対象とした学科類校外養成訓練機構 (3) 一般中高生を対象とした学科類校外養成訓練機構</p> <p>その他の非学科類養成訓練機構は、体育、文化芸術、科学技術等の類別に区分されつつ、相応する主管部門、分類制定標準が明確にされ、厳格な審査認可が行われる。</p>
<p>義務教育段階学科類 養成訓練機構について 非営利性機構として 統一的に登記</p>	<p>「民間教育促進法」に基づき、非営利性民間学校及び営利性民間学校の相違点は、以下の点にある。</p> <p>(1) 非営利性民間学校の運営者は、学校運営による収益を取得してはならず、学校運営の余剰金は、全て学校運営に用いられる。営利性民間学校の運営者は、学校運営による収益を取得することができ、学校運営の余剰金は、会社法等の規定に基づき、出資者に対し分配される。</p> <p>(2) 民間学校が終了する際には、法により財務清算を行わなければならない。債務が完済された後に、非営利性民間学校の剰余の財産は、その他の非営利性学校の運営に引き続き用いられる。営利性民間学校の剰余の財産は、会社法の関係規定に基づき分配される。</p> <p>即ち、学科類養成訓練機構が非営利性機構に変更された後において、その運営者が利益を分配することができない場合には、養成訓練機構の清算が終了した後において、運営者は、剰余の財産を分配することもできない。</p>
<p>現有のオンライン学科類 養成訓練機構について 届出制から審査認可制に 変更</p>	<p>従来、届出により管理されていたオンライン学科類養成訓練機構について、審査認可制に変更する。既に届出のあったオンライン学科類養成訓練機構は、全面的に調査がなされ、かつ、標準に従い新たに審査認可手続が行われる。審査認可に合格しない場合には、従前の届出登記及びインターネット情報サービス業務経営許可証（ICP）が取り消される。</p>

2. 養成訓練機構の資本運用に対する制限

制限目的	制限措置
<p>校外養成訓練の公益性の強調、学科類養成訓練学校の資本運用に対する制限、養成訓練機構への過度の資本集中に対する厳格な制限</p>	<p>学科類養成訓練機構は、いずれも、上場融資をしてはならず、資本化運用が厳格に禁じられる。上場会社は、株式市場を通じた学科類養成訓練機構に対する投資・融資をしてはならず、株式発行又は現金支給等の方式による学科類養成訓練機構の資産購入をしてはならない。外資は、吸収合併、買収、受託経営、チェーン加盟、変動持分事業体（VIE）等の方式を通じた学科類養成訓練機構に対する持分支配又は持分参加をしてはならない。養成訓練機構の融資及び費用は、主に、養成訓練業務経営に用いられなければならない。</p>

3. 養成訓練機構の養成訓練サービスの規範化

規範化内容	規範化措置
-------	-------

養成訓練内容	養成訓練内容届出及び監督制度が確立され、校外養成訓練機構養成訓練材料管理弁法が制定・発布される。
養成訓練範囲	標準を逸脱する前倒しの養成訓練が厳格に禁止され、非学科類養成訓練機構による学科類養成訓練の実施が厳格に禁止され、国外教育課程の提供が厳格に禁止される。
養成訓練期間	校外養成訓練機構は、国の法定祝祭日、休日及び夏季・冬季休暇を占有して学科類養成訓練を組織してはならない。オンライン養成訓練については、学生の視力の保護を重視し、各課の時間を30分までとし、課程の間隔を10分以上空ける必要がある。オフライン養成訓練の終了時間については、20:30より遅くなくてはならず、オンライン養成訓練の終了時間については、21:00より遅くなくてはならない。
教師資質	学科類養成訓練に従事する人員は、相応する教師資格を備え、かつ、教師資格情報につき、養成訓練機構の場所及びウェブサイトの目立つ位置において公表しなければならない。国外の外国籍の人員を招聘して養成訓練活動を展開することは、厳格に禁止される。
費用基準	義務教育段階における学科類校外養成訓練の費用は、政府の指導価格として管理され、科学的かつ合理的に計算方法が確定され、費用基準が明確化される。養成訓練分野の貸付に対する監督管理が強化される。第三者による委託管理、リスク備金の方式を通じて、養成訓練機構が事前に収受する費用について、リスク管理がなされる。
契約管理	教育部弁公庁、市場監督管理総局弁公庁が発布した「小中学生校外養成訓練サービス契約（モデル契約）」が全面的に使用される。
不正競争及び独占の禁止	業務マーケティングのために虚偽の原価、虚偽の割引、虚偽の宣伝等の方式により不正競争をすることが禁止され、独占行為が法律規定に基づき調査される。
広告のコンプライアンス性	主流メディア、新メディア、公共場所、居民区の各種広告看板ネットワークプラットフォーム等において校外養成訓練広告を掲載・発布してはならない。小中学校、幼稚園内において商業広告活動を展開してはならず、小中学校及び幼稚園の教材、教育補助材料、練習帳、文具、教育道具、制服、通学バス等を利用して広告を発布してはならない。養成訓練効果を誇大化し、公衆の教育観念を誤導し、親を焦らせるような校外養成訓練の違法広告は、厳格に禁止される。

4. 就学前及び中高段階における養成訓練機構に対する「双減政策」の準用

養成訓練対象	管理措置
3～6歳の学齢前児童	学齢前児童を対象としたオンライン養成訓練を展開してはならない。就学前授業、幼稚園から小学校への移行授業、思想訓練授業等の名義により学齢前児童に対しオフライン学科類（外国語を含む）養成訓練を展開することは、厳格に禁止される。学齢前児童を対象とした新たな校外養成訓練機構の審査認可は、行われない。
中高生	一般の中高生を対象とした学科類養成訓練機構の管理は、義務教育段階にある学生に対する学科類養成訓練機構に関する「双減政策」の規定が参照される。一般の中高生を対象とした新たな学科類校外養成訓練機構の審査認可は、行われない。

第三 まとめ

以上の規定を見る限り、「双減政策」の発布が養成訓練機構業界に与える影響が非常に大きく、校外養成訓練機構を改革しようという国の意向が固いことが分かります。とはいえ、「双減政策」

において提起されている措置の多くがなお原則的なものであり、今後発布される関連制度によってさらに細分化されるものと思われます。校外養成訓練機構及びその出資者は、そうした状況を今後も注視し、リスク管理及びコンプライアンス管理を行っていく必要があります。

以上

免責文言：本ニュースレターは情報提供目的で作成されており、何ら法的助言を構成するものではありません。また、本ニュースレターは発行日（作成日）時点の情報に基づいており、その時点より後の情報は反映されていないことにご留意ください。

文責：水野海峰、巖海忠、仇海珍